

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、4月23日（金）に決定された緊急事態宣言等に係る事項について周知するものです。「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月23日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）を併せて確認の上、関係者に周知願います。

都道府県・指定都市 文化行政主管部課長

文化庁政策課長

4月23日に決定された緊急事態宣言等について

4月23日、第62回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行う旨を決定したところです。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間であり、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とされております。

また、同じく令和3年4月23日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析評価を行い、法第31条の4第3項に基づき、4月25日以降については、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和3年4月12日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月12日から令和3年5月11日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とする旨の公示を行いました。

さらに、緊急事態宣言を行うこと等が決定されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の改正が行われ、同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月23日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）が発出されております。

改正された基本的対処方針及び事務連絡においては、事務連絡1.（1）及び2.（1）をはじめ、催物の開催制限及び施設の使用制限やそれに伴う留意点等文化芸術に関わる事項についての記載もありますので、ご参照ください。

なお、内閣官房事務連絡において別紙として添付されている「感染状況に応じたイベント開催制限等について（4/25～5/11の取扱い）」（別紙1）及び「施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要」（別紙2）は、内閣官房事務連絡の本文の概要・要点をまとめたものですのであわせて御覧ください。

各都道府県・指定都市文化行政主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。本件について、下記参考資料と併せ、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、本事務連絡最下段の「連絡先」までお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

記

（参考資料）

- ・令和3年4月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030423.pdf
- ・令和3年4月23日菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0423kaiken.html
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年4月23日発出）
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_20210423.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210423.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年4月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--